

【保佐人による同意を要する行為の定め申立用】

※ 同意を要する行為の定めを申し立てない場合には、この書面は不要です。

同意を要する行為目録

※ 保佐が開始された場合、民法13条1項に定められた以下の1～9号については、同意権・取消権が自動的に付与されます。

- 1 元本の領収又は利用（1号）
- 2 借財又は保証（同2号）
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（同3号）
- 4 訴訟行為（同4号）
- 5 贈与、和解又は仲裁合意（同5号）
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割（同6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（同7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（同8号）
- 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借（同9号）

- ・ 上記以外の事項で、本人が同意している「保佐人の同意を要する行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）」について、具体的に記載してください（必要最小限のものに限られます。）。
- ・ 内容については、本人の同意と必要性を確認した上で、最終的に裁判所が決めます。
